

中小企業の皆様の情報発信基地として

# インフォメーション

No. 445

2024年 6 月号 JUNE



## 今月のお知らせ

今年度の住民税の特別徴収がはじまります  
※定額減税の措置により減税対象者は7月  
から特別徴収が開始されます

- ✎ 定額減税がスタート
- ✎ 税務署から納付書が届きません！
- ✎ 労働保険・社会保険・源泉所得税等の各種手続き
- ✎ はしやすめ ・ 桃の話
- ✎ 税務まめ辞典 ・ 学資金は非課税



shima  
accounting & management  
center

株式会社 嶋会計センター

税理士 嶋 賢治  
税理士 吉岡 恵一郎

〒851-0301 長崎市深堀町1丁目11番19  
TEL 095-871-6017 FAX 095-871-6068  
メールアドレス shima@shima-kaikei.co.jp  
ホームページアドレス  
<http://www.shima-kaikei.co.jp>

# 定額減税がスタート



6月になり何かと物議を醸している定額減税がスタートします。

当事務所でも定額減税に関する問い合わせが日増しに多くなっています。給与明細に「定額減税」の項目を記載することを義務付けたり、定額減税をしないのは労働基準法違反であるなどの報道がなされて不安になられた方もいるかと思えます。しかし、定額減税事務に対応できる人員がいない、給与ソフトが対応していない等の理由により減税を実施できる状況にない場合は、対象者には実施できる状況になってから定額減税を行うか、あるいは年末調整にて定額減税を行うことのできることを得ておけば、いきなり罰則を科せられることはありません。

定額減税を行うにあたり、お問い合わせが多かったものをピックアップしてご紹介いたします。

**Q. 同 一 生 計 配 偶 者 と は ど う い っ た 人 で す か ？**

A. 納税者と生計を一にする配偶者で、年間の合計所得金額が48万円（給与収入のみであれば103万円）以下の人をいいます。

**Q. 16歳未満の扶養親族も定額減税の対象になりますか？**

A. なりません。ただし、年末調整時の扶養控除の対象にはなりません

**Q. 海外に住む配偶者や扶養親族も定額減税の対象になりますか？**

A. なりません。対象になるのは国内居住者のみです

**Q. パートやアルバイトの方も定額減税の対象ですか？**

A. 6月1日時点で在籍しており扶養控除申告書を提出している方が対象です。  
ただし、対象であっても所得税が発生しなければ減税はできません

**Q. 年の途中で扶養者に増減があった場合はどうなる？**

A. 6月1日時点の扶養の状況で月々控除する減税額が一旦決まります。最終的には12月末時点の扶養の状況で定額減税の金額が決まります。例えば6月1日時点では扶養の範囲内だったが、12月時点では扶養から外れていれば月々減税した分は年末調整で従業員等から返金してもらうこととなります。（年末調整の還付金が減るか、還付金で足りなければ徴収となります）

**Q. 年の途中で退職した人の定額減税はどうなる？**

A. 退職する時点までは定額減税を行います。5月末までに退職した場合は対象外

## 税務署から納付書が届きません！

これまで確定申告や予定納税の際に税務署から納付書が郵送されてきましたが、令和6年5月以降は下記の対象の方は納付書が届きません（ただし源泉所得税と消費税の中間納付分は除く）

◎電子申告（e-Tax）により申告書を提出している法人

◎「納付書」を使用しない次の手段により納付をしている法人・個人

・ダイレクト納付 ・振替納税 ・インターネットバンキング等による納付など

当事務所はすべて電子申告を行っておりますので関与先の皆様には源泉所得税と消費税の中間納付以外の納付書は郵送されてきません。実際、5月末納期限であった消費税中間納付、法人税や地方法人税の予定納税がある法人に対し、消費税の納付書しか届いておらず混乱が生じています。

国税庁のホームページにひっそりと掲載しているだけで広く周知されておらず、キャッシュレス納付を一方向的に推奨している税務署には問い合わせや苦情の連絡が殺到しているそうです。

4月決算以降の確定申告を行う法人や10月決算以降の予定納税がある法人には納付書が届きませんが、**当事務所では「納付書以外での納付」が困難な方のために紙の納付書をご用意しております。**

納付書を使用しない上記のような納付は金融機関等へ行く手間が省かれるため便利な一方、納税している感覚が薄れる傾向にあります。それが狙いなのかかもしれませんが。

# 労働保険・社会保険・源泉所得税等の各種手続き

## 労働保険の年度更新 申告と納付 6月3日（月）から7月10日（水）まで

労働保険料の令和5年度確定・令和6年度概算保険料は、7月10日までが申告及び納付の期限となります。概算保険料総額が40万円以上（労災保険または雇用保険のみ加入は20万円以上）の場合や労働保険事務組合に手続きを委託している場合、保険料を3回で納めることができます。

その場合、第2期は10月31日、第3期は翌年1月31日が期限となります。（事務組合に加入する事業所は、事務組合が指定した日）

なお、口座振替を利用している場合、第1期が9月6日、第2期は11月14日、第3期は翌年2月14日となります。口座振替を利用したい場合は、労働局や労働基準監督署の窓口、または厚生労働省のホームページから申込書入手し、口座引落を希望する金融機関の窓口へ提出してください。（ただし第1期の口座振替はすでに締め切られています）

※ 労災保険料率が一部の業種で変更されています。変更後の料率は労働保険の申告書に印字されています。

※ 雇用保険料率・一般拠出金率の変更はありません。

※ 口座振替を利用している場合や納付金額がない場合は金融機関への提出はできませんので労働局へ持参または郵送してください。

厚生労働省ホームページの主要様式ダウンロードコーナーにある「年度更新申告書 計算支援ツール（Excel形式）」を利用すれば金額等を簡単に計算してくれます。



## 社会保険の算定基礎届の提出 7月10日（水）まで

社会保険の算定基礎届は、7月1日現在で在籍している全ての被保険者に対し4～6月に支払った賃金を基に年1回の標準報酬月額を決定する更新手続きです。

新しい標準報酬月額は、9月分保険料から1年間（月額変更に該当する場合を除き）適用されます。ただし、以下の①～④のいずれかに該当する方は算定基礎届の提出が不要です。

①6月1日以降に資格取得した方、②6月30日以前に退職した方、③7月改定の月額変更届を提出する方、④8月または9月に随時改定が予定されている旨の申出を行った方

※上記③及び④の方については、算定基礎届の報酬月額欄を記入せず、空欄とした上で、備考欄の「3.月額変更予定」を○で囲んでご提出ください。

③及び④の被保険者については、随時改定の要件に該当した場合は被保険者報酬月額変更届を、随時改定の要件に該当しないことが判明した場合は算定基礎届を提出してください。

## 源泉税納期の特例者の納付 7月10日（水）まで

給与の支給人員が常時10人未満の源泉徴収義務者は、届出により半年分毎にまとめて納めることができる特例です。期限は原則7月10日と翌年1月20日までの年2回の納付です。1日でも遅れて納付すると不納付加算税が課せられる場合があります。

## 住民税の新年度分特別徴収が開始 7月10日（水）以後毎月10日が納期限

令和6年度住民税の特別徴収が開始されています。

今年度は定額減税対象者分については6月の徴収はなく、7月から11か月間で給与天引きとなります。（定額減税対象外の方や均等割のみ課税される方は従来通り6月から徴収）

各市町村から郵送されてきた特別徴収関係書類を確認し、すでに退職した方の氏名が記載されている場合は速やかに変更の届出を提出しておきましょう。その後の納付額の変更にもご注意ください。

## はしやすめ

# 桃の話



6月から9月頃が旬の桃は昔から邪気を祓い不老長寿を与える果物として親しまれています。中国では桃は食べると不老不死になれる仙果と言いつたのが由来です。「西遊記」に登場する孫悟空は桃源郷と呼ばれた天界の桃園である蟠桃園（ばんとうえん）の管理を、不老不死を司る女神である西王母（せいおうぼ）に任されていたが、9000年に一度実り、食べると不老不死になれるという桃を勝手に食べて怒りを買います。罰として八つ裂きの刑や火あぶりの刑にしても効かず、最後は釈迦如来（しゃかにょらい）によって五行山に500年にわたって閉じ込められることとなります。

日本でも「古事記」に桃が登場します。日本の国土を生み出した夫婦神である伊邪那岐（イザナギ）が、亡くなった妻の伊邪那美（イザナミ）を死者の世界である黄泉の国から連れ戻す際に、約束を破って恐ろしい姿になったイザナミを見てしまいます。逃げ出したイザナギは追ってくる魔物に3つの桃を投げつけたところ、その霊力で力を失った魔物は引き返し難を逃れました。

イザナギを助けた桃の実は大神実命（オオカムヅミ）という神様になり、桃太郎に生まれ変わって鬼を退治したとされています。

ひな祭りは「桃の節句」と呼ばれますが、これは桃の花が咲く時期だからというだけではなく、西王母の誕生日が3月3日であること、桃が厄除けや健康長寿のシンボルであるからといわれています。

桃は白桃や黄桃など国内だけでも100種類以上あるといわれています。収穫量は岡山県が1位と思いきや今は山梨県がトップです。

桃は食物繊維を多く含むため、整腸作用があり便秘の解消に良いとされています。また、桃の種は漢方薬として用いられ、女性の疾患に効果があり、さらに桃の葉はあせも・湿疹に効くとされています。そんな万能な桃ですが、冷やし過ぎると甘味が落ちてしまうため普段は常温で保存し、食べる2～3時間前に冷やすと美味しくいただけます。

## 税務まめ辞典

### 学資金は非課税

会社が指定する資格等の取得を希望する従業員に対し、学校等の授業料を会社が負担することがあります。この場合、「学資金」として通常の給与と別に支給するものは非課税となります。つまり「福利厚生費」や「研修費」などで計上することになります。例えば経理事務を担当する従業員が簿記の資格を取得するための費用や海外出張するために従業員が英会話教室に通うための費用を会社が負担しても給与として課税する必要はありません。ただし、本来、支給すべき給与の額を減額して、それに相当する金額を学資金として支給する場合や、資格取得費用の一部を会社が負担するような補助制度の場合は給与として課税されまので注意が必要です。

また、役員や従業員の家族に支払われる学資金については、原則として給与に該当し給与課税の対象となるため注意が必要です。

学資金の支給を受ける「従業員」が、経営者の親族などに該当し、給付する人と支給される人が特別な関係である場合でも、学資金の給付が特別な関係者のみを対象としていなければ非課税として取り扱っても差し支えありません。

学資金として支給する場合は、資格取得のための費用が職務遂行上直接必要なものであることが分かるように資格の内容が分かる資料を残しておくようにしましょう。

一方、学資金とは異なるセミナー受講料などの費用は職務遂行上直接必要なものであれば役員であっても課税されません。